

第 5 0 号 議 案

東京都台東区立児童館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 9 月 1 1 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

( 提 案 理 由 )

この案は、谷中児童館を設置するため提出します。

## 東京都台東区立児童館条例の一部を改正する条例

東京都台東区立児童館条例(昭和44年4月台東区条例第3号)  
の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

東京都台東区立谷中児童館	東京都台東区谷中五丁目6番 5号
--------------	---------------------

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。